

# 国分寺市いじめ防止基本方針

平成26年9月1日

国 分 寺 市

## 目 次

①	基本方針策定の意義	1
②	いじめの定義	2
③	いじめの禁止	3
④	いじめ問題への基本的な考え方	4
	1 子ども一人ひとりがいじめを許容しないという認識を持ち、 いじめをなくすために自らが考え、行動する力を育成する取組の推進	4
	2 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組の推進	5
	3 いじめを認知した際の適切な対処に関する取組の推進	5
	4 市立学校における教職員の体罰等の根絶に向けた取組の推進	6
⑤	市における取組	7
	1 国分寺市いじめ防止対策審議会の設置	7
	2 いじめの防止等に関する具体的な取組	7
	3 市立学校以外の学校への協力要請	8
⑥	市立学校における取組	9
	1 学校いじめ防止基本方針の策定	9
	2 組織等の設置	9
	3 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組	9
	4 市立学校におけるいじめ対応のフロー図	12

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものである。

いじめをなくすためには、子どもが生まれながらにして一人の人間として尊重され、成長及び発達が保障される環境を社会全体でつくっていく必要があり、学校においては、このいじめ問題への対応が、最重要課題の一つとなっている。

国分寺市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、子どもの尊厳を保持する目的のもと、国分寺市（以下「市」という。）、学校、保護者、市民等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「都条例」という。）及び国分寺市子どもいじめ虐待防止条例（以下「市条例」という。）に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

#### ■いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第183回国会（常会）においていじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。公布の日から起算して3月を経過した平成25年9月28日から施行となった。

この市基本方針において「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

※ここでいう「いじめ」は、法第2条第1項に掲げられていることを基にして定めている。

■いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもは、いじめを行ってはならない。

※市では、「国分寺市立小・中学校いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ！国分寺5カ条」を定め、市立学校に在籍する子どもへの具体的な目標を示している。

#### ■国分寺市立小・中学校いじめ撲滅宣言

いじめは、わたしたちやわたしたちの家族の心を傷つけ、わたしたちから、笑顔、楽しさなど、たくさんのものを奪う行為です。

わたしたちは、この「いじめ防止 児童会・生徒会フォーラム」をとおして、ここに、国分寺市立小・中学校の児童・生徒は、いじめをしないこと、いじめをゆるさないこと、全ての国分寺市立小・中学校からいじめをなくすことを宣言します。

平成22年12月9日

国分寺市立小・中学校 児童会・生徒会代表一同

#### ■STOPいじめ！国分寺5カ条

- ・ふだんから自分がされていやなことはしない。
- ・いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう。
- ・困っている人がいたら、手をさしのべよう。
- ・みんなでさそい合って、仲良くしよう。
- ・明るいあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう。

平成25年11月9日

いじめ防止児童会・生徒会フォーラム

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、市及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

以下に、その具体的な取組の方針を示す。

**1 子ども一人ひとりがいじめを許容しないという認識を持ち、  
いじめをなくすために自らが考え、行動する力を育成する取組の推進**

いじめの未然防止を図るには、子どもたちの心身の成長が欠かせない。

市としては、国分寺市教育7DAYSに合わせて「いじめ防止児童会・生徒会フォーラム」を実施し、児童会・生徒会を中心に、子どもの主体的な活動を促す取組を推進していく。

市立学校においては、教育活動全体を通じて、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要となる。さらに、全ての子どもが安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めることも大切となる。

## 2 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組の推進

市立学校に在籍する子どもに対して、定期的の実態調査を実施する。具体的には、国分寺市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が、学期に1回程度、実施する。

市教育委員会は、いじめの実態を把握する取組を実施した結果を国分寺市いじめ防止対策審議会に報告し、公表する。この場合において、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

## 3 いじめを認知した際の適切な対処に関する取組の推進

市立学校がいじめを認知した際には、まず、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添い、受容するとともに、傷ついた心を癒すために必要なあらゆる支援策を組織的に講じる必要がある。また、その家庭に対してもいじめの実態や経緯、対応方法等を細かく伝えるとともに、家族の心の安定にも目を向けた支援を行うことが大切となる。

さらに、いじめを行った子どもに対しては、いじめが絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行ったその背景に目を向け、いじめた子どもに対する心身のサポートや家庭への支援を行うことも求められる。

上記のことについて、学校だけでは対応が困難な場合には、校長は必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、弁護士の派遣を市教育委員会に要請することができる。

## 4 市立学校における教職員の体罰等の根絶に向けた取組の推進

体罰等は、子ども及びその保護者との信頼関係を崩すだけでなく、子どもに力による解決への志向を助長させ、いじめ等の連鎖を生むおそれがあるものである。

市立学校の教職員は、体罰が子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えることを十分に認識し、子どもの指導に当たっては、決して体罰によることなく、子どもの規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導しなければならない。

また、精神的苦痛を与える暴言や不適切な指導等も、子どもの成長に大きな影響を与えるとともに、いじめを助長することがあることから体罰と同様に、学校全体で根絶に向けた取組を推進することが求められる。

以下に体罰及び暴言や不適切な指導等の例を示す。

### (1) 体罰

懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為

【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等

【間接的】長時間にわたる正座・起立等

### (2) 不適切な指導

教員が、児童・生徒の身体に肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使

【具体例】手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合

### (3) 暴言等

教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動

【具体例】罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体、能力、性格、風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合

### (4) 行き過ぎた指導

運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導

【具体例】目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等

（出典：「体罰根絶に向けた総合的な対策について」一部活動指導等の在り方検討委員会報告書一（東京都教育委員会 平成25年9月12日）

## 1 国分寺市いじめ防止対策審議会の設置

市条例第18条に基づき、いじめの防止等に関する施策の実施状況について検証を行い、相談、通報及び情報の提供（以下「相談等」という。）を受けたいじめ（いじめの疑いがあるものとして相談等をされたものを含む。以下において同じ。）について専門的な見地から調査、検証、又は検討（以下「調査等」という。）を行うため、市教育委員会の附属機関として、国分寺市いじめ防止対策審議会を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- (1) 相談等を受けたいじめのうち、市教育委員会が特に必要と認めるものについての必要な調査等に関する事項
- (2) 法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）に規定する重大事態への対処及び再発防止策の検討に関する事項
- (3) 市基本方針の見直しに関する事項
- (4) 市条例第16条第1項第2号に規定するいじめの実態を把握する取組に関する事項

## 2 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) 相談体制の整備

- ・いじめの防止及び早期発見、いじめの対処について、速やかに対応するため、子ども、その保護者及び市民等が容易に相談又は連絡できる体制を整備する。
- ・また、整備された相談体制について、市報、市発行の冊子及びリーフ

レット等により，広く周知する。

#### (2) 関係機関等と連携した取組の推進

- ・警察及び都立児童相談所，国分寺市立子ども家庭支援センター等の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体と連携し，取組を推進する。

#### (3) 人材の確保及び資質の向上

- ・いじめに関する相談等に応じる体制を整備し，必要に応じて市立学校その他関係機関等に対し心理，福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣していじめへの対処に関する助言及び支援を行うため，その人材の確保について必要な措置を講じる。
- ・教職員等に対して，いじめの防止に関する教育及び研修を行い，いじめの防止等を図るために必要な施策について周知及び啓発に努める。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう子どもに対する情報モラル教育の充実及びその保護者に対する啓発活動を行う。

#### (5) 広報・啓発活動の推進

- ・いじめを絶対に許さないという社会の実現を目指すため，いじめの防止等に関する必要な広報及び啓発を積極的に実施する。

### 3 市立学校以外の学校への協力要請

市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して，いじめの防止等に関し，市条例の趣旨に基づき，適正な措置を講ずるよう協力を要請する。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日 東京都）、及び市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 組織等の設置

- (1) 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「いじめの防止等の対策のための組織」という）を置く。
- (2) 重大事態が発生した場合には、市立学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える等して、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 3 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組

市立学校は、保護者、市民等と連携して、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、効果的な対策を講じる。

以下に各段階における取組例を示す。

### (1) 未然防止

- ・「STOPいじめ！国分寺5カ条」等をもとにした、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ・「弁護士によるいじめ予防授業」をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・子ども自らがいじめについて学び、主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・インターネット上のいじめの防止のための啓発活動
- ・家庭訪問や学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力

### (2) 早期発見

- ・スクールカウンセラーによる面接の実施や市教育委員会が実施する年3回のアンケート調査等、早期のいじめの実態把握と子どもがいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・いじめに関する情報の教職員全体での共有

### (3) 早期対応

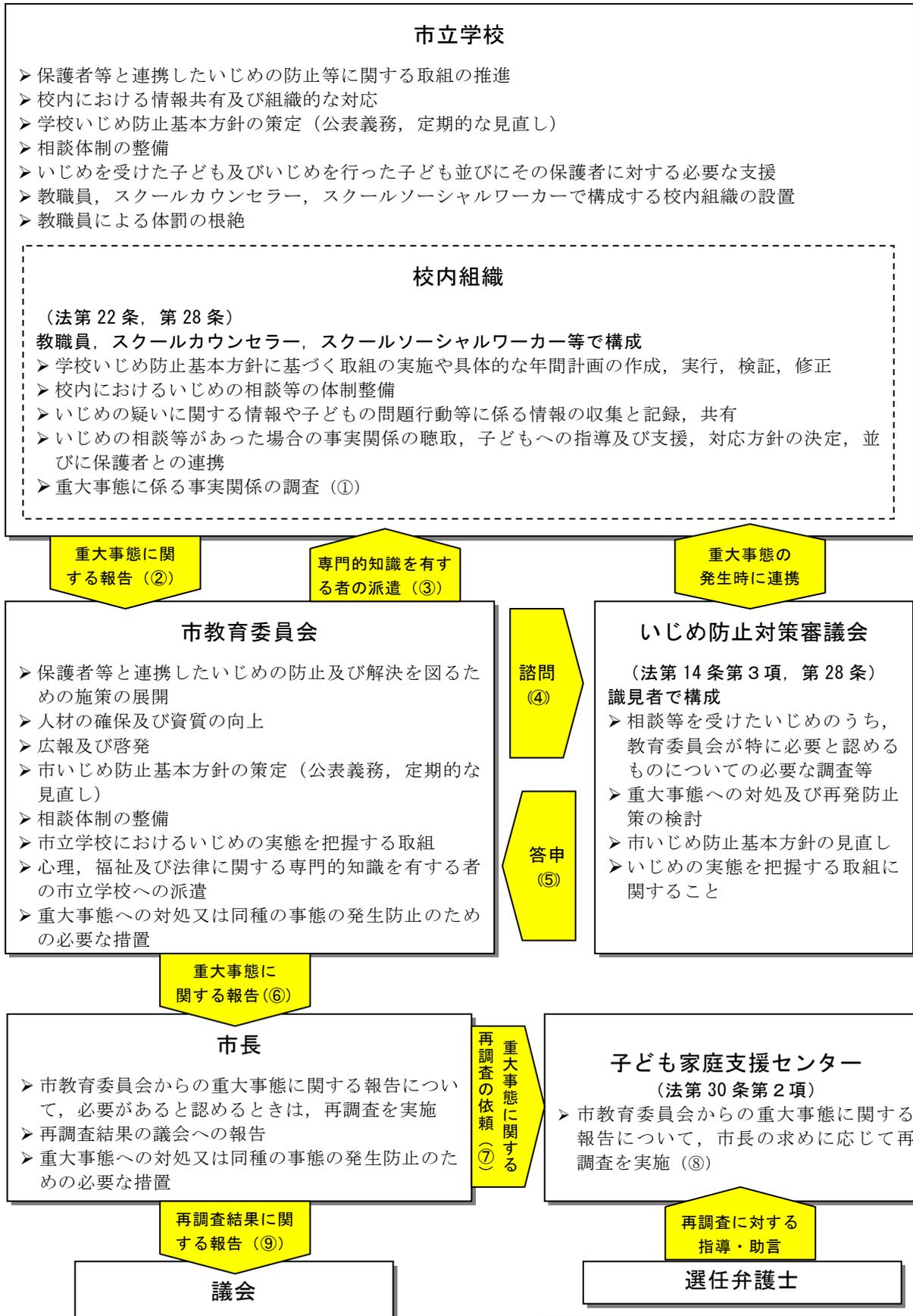
- ・いじめを発見した場合の速やかな組織的対応
- ・いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全の確保
- ・いじめを受けた子どもが落ちついて教育を受けられる環境の確保
- ・いじめを受けた子どもやその家庭への心の安定に目を向けた支援
- ・教育的配慮のもと、いじめを行った子どもへの毅然とした態度での指導

- いじめを行った子どもに対して、いじめを行った背景に目を向けた心身のサポートやその家庭への支援
- いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題としてとらえさせる取組
- 保護者会の開催等を通じた保護者との情報の共有
- 専門家や関係機関等との相談・連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

#### (4) 重大事態への対処

- いじめを受けた子どもの安全の確保
- いじめを受けた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- いじめを受けた子どもやその家庭への心の安定に目を向けた支援
- いじめを行った子どもに対して、いじめを行った背景に目を向けた心身のサポートやその家庭への支援
- 専門家や関係機関等との相談・連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- 重大事態発生について市教育委員会への報告
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は、国分寺市いじめ防止対策審議会が行う調査への協力
- 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

## 4 市立学校におけるいじめ対応のフロー図



〔重大事態に当たるケースが発生した場合の流れ〕

- ①市立学校は、重大事態に係る事実関係について調査を実施する。
- ②市立学校は、重大事態に係る事実関係について調査を開始したことを、市教育委員会に報告をする。  
※その際、学校だけでは対応が困難な場合には、校長は必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、弁護士  
の派遣を市教育委員会に要請することができる。
- ③市教育委員会は、市立学校からの報告及び要請に基づき、必要に応じて専門的知識を有する者を市立学校に派遣する。
- ④市教育委員会は、必要に応じて、国分寺市いじめ防止対策審議会に、必要な調査、検証及び検討について諮問する。
- ⑤国分寺市いじめ防止対策審議会は、市教育委員会の諮問に対し、市立学校と連携して、必要な調査、検証及び検討を行い、答申する。
- ⑥市教育委員会は、市立学校の調査結果及び国分寺市いじめ防止対策審議会の答申について、市長に報告をする。
- ⑦市長は、市教育委員会からの重大事態に係る調査等の報告について、必要があると認めるときは、再調査の実施を子ども家庭支援センターに指示する。
- ⑧子ども家庭支援センターは、市長の指示に応じ、再調査を実施する。
- ⑨市長は、再調査の結果について、議会に報告をする。
- ⑩市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、重大事態への対処や再発防止策について、市立学校と連携して必要な措置を講じる。